

宮代町議会基本条例
宮代町議会議員政治倫理条例
検証報告書

令和6年1月

宮代町議会
(検証：議会運営委員会)

目 次

1	検証に至った経緯について-----	1
2	検証体制について-----	1
3	検証の関する取組状況について-----	1
4	検証方法について-----	1
5	検証結果について-----	2～14
	【宮代町議会基本条例】-----	3～ 9
	【宮代町議会議員政治倫理条例】-----	10～14
6	まとめ-----	14
7	宮代町議会基本条例検証実施要領-----	16
8	宮代町議会議員政治倫理条例検証実施要領-----	17
9	宮代町議会基本条例-----	17～22
10	宮代町議会議員政治倫理条例-----	23～26

1 検証に至った経緯について

宮代町議会基本条例・宮代町議会議員政治倫理条例は、平成 23 年 12 月 14 日に制定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行しています。条例の検証及び見直し手続きについては、宮代町議会基本条例第 19 条並びに宮代町議会議員政治倫理条例第 10 条の規定に基づくものです。

2 検証体制について

(議会運営委員会)

委員長	田島 正徳	副委員長	西村 茂久
委員	小河原 正	委員	丸藤 栄一
委員	角野由紀子	委員	川野 武志

3 検証に関する取組状況について

開催年月日	検証内容
令和 4 年 7 月 26 日	スケジュール、実施要領（案）の作成作業
令和 4 年 9 月 1 日	達成状況検証シート、評価（案）の作成作業
令和 4 年 10 月 13 日	達成状況検証シート、評価（案）の作成作業
令和 5 年 2 月 9 日	検証実施要領（案）、検証シート、評価表（案）の報告
令和 5 年 2 月 27 日	全議員に検証実施要領、検証シート、評価表を配布
令和 5 年 3 月 29 日	検証シートの回収（全議員）
令和 5 年 5 月 25 日	検証シート集計結果報告
令和 5 年 10 月 12 日	議会基本条例評価・検証審議
令和 5 年 10 月 25 日	議会基本条例評価・政治倫理条例検証審議
令和 5 年 11 月 9 日	政治倫理条例条例改正協議
令和 5 年 12 月 14 日	政治倫理条例一部改正議決

4 検証方法について

宮代町議会基本条例、宮代町議会議員政治倫理条例の検証に伴い、「宮代町議会基本条例検証実施要領」、「宮代町議会議員政治倫理条例検証実施要領」に基づき、達成状況及び管理について、段階を定めて検証を行うこととしました。

検証の方法等について

〔宮代町議会基本条例・議会議員政治倫理条例検証実施要領 抜粋〕

1 検証の方法等について

(1) 検証体制

各議員ごとに検証し、議会運営委員会が検証結果をまとめる。

(2) 検証の進め方

①全条文について、1 条ずつ検証するものとする。

②検証は 3 段階で評価するものとする。

③条例の理念、目標に関する規定は評価の対象外とする。

④検証に際しては、その検証の内容や理由、実績等を記載するものとする。

⑤検証については、検証結果表により行うものとする。

【評価の段階】

A	達成	当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。
B	一部達成	一部その目的を達した。
C	未達成	目的を達成できなかった。
—	対象外	検証の対象外

【評価後の取組】

1	継続	条文に従いこれまでどおり継続して取り組む。
2	検討	達成に向けて新たな取組を検討する。
3	改正	条文の改正を検討する。

5 検証結果について

【宮代町議会基本条例】

前 文			
<p>宮代町議会（以下「議会」という。）は、直接選挙で選ばれた町長とともに宮代町の代表機関を構成する。町長には執行権が、議会には議決権が与えられている。この2つの代表機関は、町民の信託を受けて、町全体の福祉向上と地域社会の発展のため活動する。</p> <p>議会は、多様な民意を反映しつつ、町の意思の決定を行う機能及び執行機関の監視を行う機能を担い、議会自らの創意と工夫、議会内の論議を経て、市民参加のまちづくりに寄与しなければならない。</p> <p>よって議会の公正性、透明性を保ち、開かれた議会及び市民参加による豊かな活力あるまちづくりのために、宮代町議会基本条例を定める。</p>			
主な実績及び意見等	条例の根幹であり、内容に問題がないため、対象外とする。	段階	取組
		—	1

第1条（目的）			
<p>この条例は、開かれた議会を目指し、議会及び議員の活動原則を定め、市民参加により豊かな活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>			
主な実績及び意見等	・条例の根幹であり、内容に問題がないため、対象外とする。	段階	取組
		—	1

第2条（議会の基本原則）			
<p>第2条第1項 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p>			

第2条第1項第1号			
公正性及び透明性を確保すること			
第2条第1項第2号			
市民(町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行うもの等をいう。以下同じ。)にわかりやすい言葉で説明するように努めること。			
第2条第1項第3号			
市民が傍聴しやすい環境整備に努めること。			
第2条第1項第4号			
市民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための議会運営に努めること。			
第2条第1項第5号			
町の施策が効率的かつ適正に実施されているかを監視すること。			
主な実績及び意見等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちも主催者である意識を感じてもらえる取り組みを要望します。子どもたちと議員の懇談会、子どもにもわかる議会だよりの発行、子ども議会、子ども町長など。 議会中継を役場1F受付TVなどでもみられるように整備する。 	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第3条(議員の活動原則)			
第3条第1項			
議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。			
第3条第1項第1号			
議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の場を積極的に作り発言すること。			
第3条第1項第2号			
市民の意見を的確に把握するとともに、市民サービスの向上に努めること。			
第3号1項第3号			
議員立案による積極的な条例提案を行うよう努めること。			
主な実績及び意見等	<ul style="list-style-type: none"> 活発に議員立案、条例提案ができるよう、研修等でその環境を整えていきたい。 第1号について全員協議会の在り方についての要件等 第3号について議員立案は事務局体制の強化なしには実現は難しい(第17条とセット) 	段階	取組
		B	1
		※改正なし	

第4条（市民参加及び説明責任）			
第4条第1項			
議会は、市民の意向を把握し、もって議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。			
第4条第2項			
議会は、多様な手段を用いて議会活動に関する情報を積極的に発信するとともに、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。			
主な実績及び 意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・やれる範囲での手段で情報を伝えていく。 ・原文を継続する。 	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第5条（議会懇談会）			
第5条第1項			
議会は、市民に議会活動を報告し、並びに市民と自由に意見及び情報の交換をするための議会懇談会等を開催する。			
第5条第2項			
議会は、市民の要望により、町政に関する特定の課題について意見を交換する場を随時設けることができる。			
第5条第3項			
議会は、議会懇談会等で得た市民からの意見及び情報を議会活動に反映するよう努めるものとする。			
主な実績及び 意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で中止せざるをえなかった。 ・第2項、第3項について十分とは言えない。 ・毎年度2回実施しているが参加者が少なく、また、参加者がいつも同じであるといった課題がある。 ・須賀地区、百間地区での懇談会も開催するとよい。 ・特定の課題の意見交換の場が随時設けられていない。 ・2回のうち1回は団体との懇談会にしてはどうか。 ・原文を継続する。 	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第6条（会議及び資料の公開）			
第6条第1項			
議会は、会議（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会をいう。以下同じ。）を原則として公開するものとする。			

第 6 条第 2 項			
議会は、会議において使用する資料を原則として公開し、当該資料については市民が自由に閲覧できるようにしなければならない。			
主な実績及び 意見等	・ 検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 7 条（議案に対する賛否の公表）			
第 7 条第 1 項			
議会は、議案に対する各議員の賛否を議会だより等に公表するものとする。			
主な実績及び 意見等	・ 検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 8 条（法第 96 条第 2 項による議決事項）			
第 8 条第 1 項			
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事項は、宮代町まちづくり基本条例(平成 19 年宮代町条例第 26 号。)第 20 条に規定する宮代町総合計画の策定及び変更に関するものとする。			
主な実績及び 意見等	・ 議決事項は、議会から要求された事項も議決事項として補強する。 ・ 原文を継続する。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 9 条（町長等と議会及び議員の関係）			
第 9 条第 1 項			
会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にし、市民にわかりやすく行うものとする。			
第 9 条第 2 項			
前項に規定する質疑応答は、本会議における一般質問においては一問一答方式で行うものとする。			
第 9 条第 3 項			
議長から本会議への出席を要求された町長、副町長及び教育長は、議員の一般質問に対して議長の許可を得て反問することができる。			
主な実績及び 意見等	・ 争点が明確でない内容がある。 ・ 反問権は使用したことはないが、原文を継続する。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 10 条（議会審議における説明及び資料要求）**第 10 条第 1 項**

議会は、町長が議案を提案するときは、次に掲げる事項について説明及び資料を町長に求めることができる。

第 10 条第 1 項第 1 号

政策の必要性

第 10 条第 1 項第 2 号

意思決定及び提案に至るまでの経緯

第 10 条第 1 項第 3 号

財源措置

第 10 条第 1 項第 4 号

将来にわたる政策等の効果及びコスト

第 10 条第 1 項第 5 号

前各号に掲げる者のほか、議会が必要と認める事項

第 10 条第 2 項

議会は、議案審議にあたっては、政策の立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資するよう努めるものとする。

主な実績及び
意見等

・原文を継続する。

段階	取組
----	----

A	1
---	---

※改正なし

第 11 条（議会の資料要求）**第 11 条第 1 項**

議会は、町長及び執行機関に対し、町政に関する資料及び記録を求めることができる。

主な実績及び
意見等

・検討改正する理由が見当たらない。

段階	取組
----	----

A	1
---	---

※改正なし

第 12 条（参考人制度及び公聴会制度）**第 12 条第 1 項**

議会は、法第 100 条の 2 の規定による専門的知見並びに本会議にあつては法第 115 条の 2、委員会にあつては法第 109 条の 5 の規定による参考人及び公聴会を十分に活用し、専門的知見を有する者又は当事者の意見等の活用を図ることができる。

第 12 条第 2 項

参考人及び公聴会に係る手続その他必要な事項は、宮代町議会委員会条例（平成 3 年宮代町条例第 23 号。）第 3 章及び第 4 章の規定による。

主な実績及び 意見等	・参考人及び公聴会が十分活用されていないが、 原文を継続する。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第13条（会派）			
第13条第1項 議員は、議会活動を行うにあたり、会派を結成することができる。			
主な実績及び 意見等	・一人の会派を認め多様な考えを取り入れること は必要。全員の意見が反映されるよう、町議 会では、会派は必要なく全議員で取り組むこと が重要。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第14条（議員研修）			
第14条第1項 議会は、政策の立案及び提言の能力の向上等を図るため、議員に対する研修 を充実するよう努めるものとする。			
主な実績及び 意見等	・コロナで研修ができなかったこともあるので、 今後は増やしてほしい。 ・常時利用できる議員室を設置すべきである。 ・原文を継続する。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第15条（議会広報）			
第15条第1項 議会は、町政に係る重要な情報を議会広報により、市民に対して周知するよ う努めるものとする。			
第15条第2項 議会広報は、議員主体による調査、編集を行い、わかりやすく身近なもの とするよう努めるものとする。			
主な実績及び 意見等	・議会だよりのリニューアルなど、読みやすさに 努めているが、内容が固いので、あえてひらが な言葉（こどもでもわかるような）特集をつく れたらと思います。また、広聴の部分も増やし ていきたい。 ・議会広報については検討する必要がある。 ・原文を継続する。	段階	取組
		B	1
		※改正なし	

第 16 条（議会図書室）			
第 16 条第 1 項 議会は、議会図書室を設置するとともに、適正に管理し、運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。			
主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		B	1
		※改正なし	

第 17 条（議会事務局の体制整備）			
第 17 条第 1 項 議会は、政策立案機能、監視機能及び調査機能を高めるため、議会事務局の体制整備並びに専門性の強化を図るものとする。			
主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 18 条（議員の政治倫）			
第 18 条第 1 項 議員は、宮代町議会議員政治倫理条例（平成 23 年宮代町条例第 23 号。）を遵守しなければならない			
主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 19 条（条例の検証及び見直し手続き）			
第 19 条第 1 項 議会は、次の一般選挙までに、この条例の目的が達成されているかを検証しなければならない。			
第 19 条第 2 項 前項に規定する検証は、議会運営委員会において行い、議会運営委員長はその結果を議長に報告しなければならない。			
第 19 条第 3 項 議長は、前項の報告に基づくほか、条例の見直しの必要があると認めるときは、議会運営委員会において制度の改善を検討させるものとする。			
第 19 項第 4 号 議会は、この条例を改正する場合に、本会議において改正の理由を説明しなければならない。			
主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 20 条（委任）			
第 20 条第 1 項			
この条例に定めるもののほか、議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。			
主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1

評価の段階	項目数
A 達成	16
B 一部達成	3
C 未達成	0
－ 対象外	1

評価の段階	項目数
A 継続	20
B 検討	0
C 改正	0

【宮代町議会議員政治倫理条例】

第1条（目的）

この条例は、宮代町議会(以下「議会」という。)を構成する宮代町議会議員(以下「議員」という。)が、町民全体の代表者として、また、奉仕者として、遵守すべき政治倫理基準を定めることにより、議員は公職者としての倫理観をもって行動し、議会が町民の信託に応えて、清潔かつ、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

主な実績及び意見等	条例の根幹であり、内容に問題がないため、対象外とする。	段階	取組
		—	1

第2条（議員及び町民の責務）

第2条第1項

議員は、町政にかかわる権能と責務を深く自覚するとともに、議員としての良心と責任をもって、その品位を守り、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

第2条第2項

政治倫理に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自ら率先して事実関係を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

第2条第3項

町民は、主権者としての責務を自覚し、議員に対してその地位による影響を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

主な実績及び意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第3条（政治倫理基準）

第3条第1項

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない

第3条第1項第1号

その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑をもたれるおそれのある行為をしない。

第3条第1項第2号

町の処分又は町が締結する売買、賃借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄附を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない。

第3条第1項第3号

附属機関等の委員及び町が補助金を支出している団体の長以上及びその副となる役職就任しない。ただし、法令に定めがあるときはこの限りでない。

第3条1項第4号

町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない。

第3条1項第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、町民の疑惑の念を生じさせないため、議員、その配偶者、当該議員の2親等以内の親族若しくは同居の親族が経営する企業又は議員が実質的な支配力を及ぼしている企業が、町との請負契約、下請工事、物品の納付、若しくは業務の委託に係る契約をしないよう、又は、契約を辞退するよう必要な措置を講じなければならない。

第3条2項

前項第5号に規定する「実質的な支配力を及ぼしている企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう

第3条2項第1号

議員がその経営方針に関与している企業

第3条2項第2号

議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

第3条2項第3号

議員が定期的に報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業

主な実績及び意見等	・地方自治法の改正により、議員個人による請負に関する規制緩和がされ、年間の取引額が合計300万円以内であれば、兼業禁止規定に抵触しなくなった。また、議員の成り手不足を考えると議会の条例も緩和するべきである。	段階	取組
		A	3
		※一部改正 ※第3条第1項第5号	

第4条(調査請求の手続)

第4条第1項

町民及び議員は、議員が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求(以下「調査請求」という。)することができる。

第4条第2項

前項の規定により調査請求を行う者が町民である場合は、有権者(請求を行う時点において、宮代町の選挙人名簿に登録されている者をいう。)総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員である場合は、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。

主な実績及び意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 5 条（特別委員会の設置）

第 5 条第 1 項

議長は、前条における調査請求を受け、その請求に理由があると判断したときは、宮代町議会議員政治倫理特別委員会（以下「特別委員会」という。）を速やかに設置しなければならない。

第 5 条第 2 項

議長は、前項の規定により特別委員会を設置したときは、速やかに前条の規定により調査請求を行った者（以下「調査請求者」という。）及び調査請求をされた議員（以下「調査対象議員」という。）に対し、通知する。

第 5 条第 3 項

特別委員会は、委員 8 人をもって構成する議員の政治倫理基準に違反する行為の存否に関する事項を調査する。

第 5 条第 4 項

特別委員会に関しては、宮代町議会委員会条例（平成 3 年宮代町条例第 23 号。）の規定による。

主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 6 条（政治倫理基準の調査）

第 6 条第 1 項

特別委員会は、議長から調査を付託されたときは、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否について調査する。

第 6 条第 2 項

委員会は、調査対象議員、その他の関係者に対し資料要求、又は事情聴取等、必要な調査を行うことができる。

主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 7 条（議員の協力義務）

第 7 条第 1 項

調査対象議員は、特別委員会の要請があるときは、調査に必要な書類を提出し、又は委員会の会議に出席して意見を述べなければならない。

主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 8 条（調査結果通知）

第 8 条第 1 項

特別委員会委員長は、調査を付託された日から 60 日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

第 8 条第 2 項

議長は、前条の規定により特別委員会委員長から調査結果の報告を受けたときは、速やかに調査請求者及び調査対象議員に対して報告しなければならない。

主な実績及び
意見等

・検討改正する理由は見当たらない。

段階

取組

A

1

※改正なし

第 9 条（調査結果の措置）

第 9 条第 1 項

議長は、特別委員会委員長から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置をとることができる。

第 9 条第 1 項第 1 号

政治倫理基準を遵守させるための警告

第 9 条第 1 項第 2 号

当該議員に対する辞職の勧告

第 9 条第 1 項第 3 号

前 2 号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

第 9 条第 2 項

議長は、前項の措置を講じたときは、これを議会だより等に公表しなければならない。

主な実績及び
意見等

・検討改正する理由は見当たらない。

段階

取組

A

1

※改正なし

第 10 条（条例の検証及び見直し手続）

第 10 条第 1 項

議会は、次の一般選挙までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければならない。

第 10 条第 2 項

前項に規定する検証は、議会運営委員会において行い、議会運営委員長はその結果を議長に報告しなければならない。

第 10 条第 3 項

議長は、前項の報告に基づくほか、条例の見直しの必要があると認められるときは、議会運営委員会において制度の改善を検討させるものとする。

第 10 号第 4 項

議会は、この条例を改正する場合に、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

第 11 条（委任）**第 11 条第 1 項**

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

主な実績及び 意見等	・検討改正する理由は見当たらない。	段階	取組
		A	1
		※改正なし	

評価の段階	項目数
A 達成	10
B 一部達成	0
C 未達成	0
－ 対象外	1

評価の段階	項目数
A 継続	10
B 検討	0
C 改正	1

■まとめ

「宮代町議会基本条例」、「宮代町議会議員政治倫理条例」の評価・検証は、「宮代町議会基本条例」第 19 条、「宮代町議会議員政治倫理条例」第 10 条により、それぞれ議会運営委員会で検証し、その結果を議長に報告することになっております。

検証の手法としては、全議員が検証シートを提出して、その内容を議会運営委員会が分析して審議する形で、評価・検証を行いました。

これは、全議員がそれぞれの条例の認識を深め、議会運営における課題を把握する意味において大きな意義がありました。

また、評価・検証を行う過程において、議会としての政策提案や政策提言などの充実につながる手法や、町民との議会懇談会での意見交換をする機会の充実に向けて検討ができたことは、議会人として過去を見つめ直すよい機会でもありました。

「宮代町議会基本条例」は、議会における最高規範であり、より町民に身近で信頼される議会となるために、「宮代町議会議員政治倫理条例」においては、議員が遵守しなければならない政治倫理基準を再度、認識しつつ、今回の評価・検証で得た課題を全議員が共有し、議会として一体となって改善に取り組んでいくことが重要であります。

なお、今回の条例に基づく検証の結果は、「宮代町議会基本条例」においては、

改正する点は見当たらないことから、原文を継続することとなりました。「宮代町議会議員政治倫理条例」においては、地方自治法の一部改正に伴い、現条例第3条第1項第5号の一部改正を行う結果となりました。

改正の理由は、以下のとおりです。

議会の議員にかかる請負に関する規制の明確化及び緩和に関して、「各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。」によるものです。

令和6年1月16日

宮代町議会議員長 合川泰治

宮代町議会基本条例検証実施要領

本要領は、宮代町議会基本条例第 19 条の規定に基づき、同条例の目的が達成されているかどうかを確認するため、その検証方法及び検証結果の公表方法を定めるものとする

1 検証の方法等について

(1) 検証体制

各議員ごとに検証し、議会運営委員会が検証結果をとりまとめる。

(2) 検証の進め方

- ①全 20 条について、1 条ずつ検証するものとする。
- ②検証は 3 段階で評価するものとする。
- ③条例の理念、目標に関する規定は評価の対象外とする。
- ④検証に際しては、その検証の内容や理由、実績等を記載するものとする。
- ⑤検証については、検証結果表により行うこととする。

【評価の段階】

A	達成	当該条項は概ね（8 割程度）その目的を達成した。
B	一部達成	一部その目的を達成した。
C	未達成	目的を達成できなかった。
—	対象外	検証の対象外

【評価後の取組】

1	継続	条文に従いこれまでどおり継続して取り組む。
2	検討	達成に向けて新たな取組を検討する。
3	改正	条文の改正を検討する。

2 検証結果の公表について

本委員会における検証の結果については、ホームページや議会だより等に掲載する。

3 その他

検証結果の報告については、議長に対しては、検証報告書を提出することとし、議員に対しては、全員協議会の場で行うものとする。

宮代町議会議員政治倫理条例検証実施要領

本要領は、宮代町議会議員政治倫理条例第10条の規定に基づき、同条例の目的が達成されているかどうかを確認するため、その検証方法及び検証結果の公表方法を定めるものとする

1 検証の方法等について

(1) 検証体制

各議員ごとに検証し、議会運営委員会が検証結果をとりまとめる。

(2) 検証の進め方

- ①全11条について、1条ずつ検証するものとする。
- ②検証は3段階で評価するものとする。
- ③条例の理念、目標に関する規定は評価の対象外とする。
- ④検証に際しては、その検証の内容や理由、実績等を記載するものとする。
- ⑤検証については、検証結果により行うこととする。

【評価の段階】

A	達成	当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。
B	一部達成	一部その目的を達成した
C	未達成	目的を達成できなかった
—	対象外	検証の対象外

【評価後の取組】

1	継続	条文に従いこれまでどおり継続して取り組む。
2	検討	達成に向けて新たな取組を検討する。
3	改正	条文の改正を検討する。

2 検証結果の公表について

本委員会における検証の結果については、ホームページ等に掲載する。

3 その他

検証結果の報告については、議長に対しては、検証報告書を提出することとし、議員に対しては、全員協議会の場で行うものとする。

○宮代町議会基本条例

平成23年12月14日

条例第24号

改正 平成27年12月14日条例第35号

宮代町議会（以下「議会」という。）は、直接選挙で選ばれた町長とともに宮代町の代表機関を構成する。町長には執行権が、議会には議決権が与えられている。この2つの代表機関は、町民の信託を受けて、町全体の福祉向上と地域社会の発展のため活動する。

議会は、多様な民意を反映しつつ、町意思の決定を行う機能及び執行機関の監視を行う機能を担い、議会自らの創意と工夫、議会内の論議を経て、市民参加のまちづくりに寄与しなければならない。

よって議会の公正性、透明性を保ち、開かれた議会及び市民参加による豊かな活力あるまちづくりのために、宮代町議会基本条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、開かれた議会を目指し、議会及び議員の活動原則を定め、市民参加により豊かな活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議会の基本原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1）公正性及び透明性を確保すること。
- （2）市民（町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行うもの等をいう。以下同じ。）にわかりやすい言葉で説明するように努めること。
- （3）市民が傍聴しやすい環境整備に努めること。
- （4）市民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための議会運営に努めること。
- （5）町の施策が効率的かつ適正に実施されているかを監視すること。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1）議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間

の自由な討議の場を積極的に作り発言すること。

(2) 市民の意見を的確に把握するとともに、市民サービスの向上に努めること。

(3) 議員立案による積極的な条例提案を行うよう努めること。

(市民参加及び説明責任)

第4条 議会は、市民の意向を把握し、もって議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、多様な手段を用いて議会活動に関する情報を積極的に発信するとともに、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。

(議会懇談会等)

第5条 議会は、市民に議会活動を報告し、並びに市民と自由に意見及び情報の交換をするための議会懇談会等を開催する。

2 議会は、市民の要望により、町政に関する特定の課題について意見を交換する場を随時設けることができる。

3 議会は、議会懇談会等で得た市民からの意見及び情報を議会活動に反映するよう努めるものとする。

(会議及び資料の公開)

第6条 議会は、会議（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会をいう。以下同じ。）を原則として公開するものとする。

2 議会は、会議において使用する資料を原則として公開し、当該資料については市民が自由に閲覧できるようにしなければならない。

(議案に対する賛否の公表)

第7条 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会だより等に公表するものとする。

(法第96条第2項による議決事項)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項は、宮代町まちづくり基本条例（平成19年宮代町条例第26号。）第20条に規定する宮代町総合計画の策定及び変更に関するものとする。

(町長等と議会及び議員の関係)

第9条 会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にし、市民にわかりやすく行うものとする。

2 前項に規定する質疑応答は、本会議における一般質問においては一問一答方式で行うものとする。

3 議長から本会議への出席を要求された町長、副町長及び教育長は、議員の一般質問に対して議長の許可を得て反問することができる。

(議案審議における説明及び資料要求)

第10条 議会は、町長が議案を提案するときは、次に掲げる事項について説明及び資料を町長に求めることができる。

(1) 政策の必要性

(2) 意思決定及び提案に至るまでの経緯

(3) 財源措置

(4) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(5) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

2 議会は、議案審議にあたっては、政策の立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資するよう努めるものとする。

(議会の資料要求)

第11条 議会は、町長及び執行機関に対し、町政に関する資料及び記録を求めることができる。

(参考人制度及び公聴会制度)

第12条 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見並びに本会議にあつては法第115条の2、委員会にあつては法第109条の5の規定による参考人及び公聴会を十分に活用し、専門的知見を有する者又は当事者の意見等の活用を図ることができる。

2 参考人及び公聴会に係る手続その他必要な事項は、宮代町議会委員会条例(平成3年宮代町条例第23号。)第3章及び第4章の規定による。

(会派)

第13条 議員は、議会活動を行うにあたり、会派を結成することができる。

(議員研修)

第14条 議会は、政策の立案及び提言の能力の向上等を図るため、議員に対する研修を充実するよう努めるものとする。

(議会広報)

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を議会広報により、市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会広報は、議員主体による調査、編集を行い、わかりやすく身近なものとするよう努めるものとする。

(議会図書室)

第16条 議会は、議会図書室を設置するとともに、適正に管理し、運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、政策立案機能、監視機能及び調査機能を高めるため、議会事務局の体制整備並びに専門性の強化を図るものとする。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、宮代町議会議員政治倫理条例（平成23年宮代町条例第23号。）を遵守しなければならない。

(条例の検証及び見直し手続)

第19条 議会は、次の一般選挙までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければならない。

2 前項に規定する検証は、議会運営委員会において行い、議会運営委員長はその結果を議長に報告しなければならない。

3 議長は、前項の報告に基づくほか、条例の見直しの必要があると認めるときは、議会運営委員会において制度の改善を検討させるものとする。

4 議会は、この条例を改正する場合に、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

○宮代町議会議員政治倫理条例

平成23年12月14日

条例第23号

改正 平成27年12月14日条例第34号

令和5年12月15日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、宮代町議会（以下「議会」という。）を構成する宮代町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の代表者として、また、奉仕者として、遵守すべき政治倫理基準を定めることにより、議員は公職者としての倫理観をもって行動し、議会が町民の信託に応じて、清潔かつ、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び町民の責務)

第2条 議員は、町政にかかわる権能と責務を深く自覚するとともに、議員としての良心と責任をもって、その品位を守り、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自ら率先して事実関係を解明し、その責任を明らかにしなければならない。
- 3 町民は、主権者としての責務を自覚し、議員に対してその地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑をもたれるおそれのある行為をしない。
- (2) 町の処分又は町が締結する売買、貸借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄附を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けない。
- (3) 附属機関等の委員及び町が補助金を支出している団体の長以上及びその副となる役

職就任をしない。ただし、法令に定めがあるときはこの限りでない。

(4) 町職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を尊重し、町民の疑惑の念を生じさせないため、議員、その配偶者、当該職員の2親等いないの親族若しくは同居の親族が経営する企業又は議員が実質的な支配力を及ぼしている企業が、町との請負契約、下請工事、物品の納付、若しくは業務の委託に係る契約をしないよう、又は、契約を辞退するよう必要な措置を講じなければならない。ただし、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りでない。

2 前項第5号に規定する「実質的な支配力を及ぼしている企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 議員がその経営方針に関与している企業

(2) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

(3) 議員が定期的に報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業

（監査請求の手続き）

第4条 町民及び議員は、議員が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求（以下「調査請求」という。）することができる。

2 前項の規定により調査請求を行う者が町民である場合は、有権者（請求を行う時点において、宮代町の選挙人名簿に登録されている者をいう。）総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員である場合は、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって政治倫理に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自ら率先して事実関係を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

（特別委員会の設置）

第5条 議長は、前条における調査請求を受け、その請求に理由があると判断したときは、宮代町議会議員政治倫理特別委員会（以下「特別委員会」という。）を速やかに設置しな

ければならない。

- 2 議長は、前項の規定により特別委員会を設置したときは、速やかに前条の規定により調査請求を行った者（以下「調査請求者」という。）及び調査請求をされた議員（以下「調査対象議員」という。）に対し、通知する。
- 3 特別委員会は、委員 8 人をもって構成する議員の政治倫理基準に違反する行為の存否に関する事項を調査する。
- 4 特別委員会に関しては、宮代町議会委員会条例（平成 3 年宮代町条例第 2 3 号。）の規定による。

（政治倫理基準の調査）

第 6 条 特別委員会は、議長から調査を付託されたときは、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否について調査する。

- 2 委員会は、調査対象議員、その他の関係者に対し資料要求、又は事情聴取等、必要な調査を行うことができる。

（議員の協力義務）

第 7 条 調査対象議員は、特別委員会の要請があるときは、調査に必要な書類を提出し、又は委員会の会議に出席して意見を述べなければならない。

（調査結果通知）

第 8 条 特別委員会委員長は、調査を付託された日から 6 0 日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前条の規定により特別委員会委員長から調査結果の報告を受けたときは、速やかに調査請求者及び調査対象議員に対して報告しなければならない。

（調査結果の措置）

第 9 条 議長は、特別委員会委員長から報告を受けた事項を尊重市、政治倫理基準に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 政治倫理基準を遵守させるための警告
- (2) 当該議員に対する辞職の勧告

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを議会だより等に公表しなければならない。

(条例の検証及び見直し手続)

第10条 議会は、次の一般選挙までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければならない。

2 前項に規定する検証は、議会運営委員会において行い、議会運営委員長はその結果を議長に報告しなければならない。

3 議長は、前項の報告に基づくほか、条例の見直しの必要があると認められるときは、議会運営委員会において制度の改善を検討させるものとする。

4 議会は、この条例を改正する場合に、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。